

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：進学奨励費

事業名 公立高等学校等就学支援金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会教育財務課管理経理係 電話番号：058-272-1111 (内 3583)

E-mail： c17773@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,996,403 千円 (前年度予算額：4,133,423 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-----------|------------|------------|------------|----------|-----|-----|----|----------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財産 収入 | 寄附金 | その他 | 県債 | 一般 財源 |
| 前年度 | 4,133,423 | 4,133,404 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | 0 | 0 |
| 要求額 | 3,996,403 | 3,996,391 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

公立高等学校等の生徒がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

1 就学支援金【法定受託事務】

- ・公立高等学校の生徒の授業料に充てる支援金の支給
- ・就学支援金の受給は世帯（保護者等）の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額が合計304,200円未満(世帯年収約910万円)の生徒に限定

支給額：授業料相当額

| 区分 | 全日制 | 定時制 | 通信制 |
|----|--------|--------|----------|
| 月額 | 9,900円 | 2,700円 | 310円(単位) |

対象生徒：平成26年4月以降の入学者

- 2 就学支援事業事務費・人件費
就学支援金の支給に係る事務費及び人件費

(3) 県負担・補助率の考え方

【補助率】 10/10

【財源】 公立高等学校等就学支援金交付金

(4) 類似事業の有無

平成 26 年 4 月 1 日（法施行日）前から引き続き高等学校等に在学する者については、従前の公立高校の授業料無償化制度を適用。

公立高等学校等就学支援金を補完するものとして「公立高等学校等学び直し支援金」を支給。

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|--------------|-----------|----------------------|
| 就学支援金（県立高校） | 3,826,029 | 県立高校生徒の授業料に充てる支援金の支給 |
| 就学支援金（市立高校） | 139,927 | 市立高校生徒の授業料に充てる支援金の支給 |
| 事務費・人件費等（県分） | 29,265 | 就学支援金の支給に係る事務費及び人件費等 |
| 事務費・人件費等（市分） | 1,253 | 就学支援金の支給に係る事務費及び人件費等 |
| 合計 | 3,996,474 | |

「途中経過」または「予算案の決定（知事査定後）」
の公開の際に記載します。

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

高等学校等就学支援金の支給に関する法律による法定受託事務であり、すべての都道府県が適用される。

(2) 事業主体及びその妥当性

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 4 条（受給資格の認定）、第 6 条第 1 項（就学支援金の支給）の規程により、市立高等学校を含んだ公立高等学校等に係る就学支援金の受給資格の認定及び支給は、都道府県教育委員会が行うこととされている。

事業評価調書（県単独補助金除く）

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

記入しない項目欄は斜線を引いてください。

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 受給要件（保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－調整控除の額が合計304,200円未満）を満たす生徒に対して、就学支援金を支給する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 (R) | R2年度 実績 | R3年度 目標 | R4年度 目標 | 終期目標 (R) | 達成率 |
|----------------------|--------------|------------|------------|------------|-------------|------|
| | | | | | | |
| 受給要件を満たす者 に対する支給率 | — | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

| | |
|-------|---|
| 令和2年度 | 就学支援金新規申請・継続審査を実施 4月新規認定申請者数 全日制 11,761人、定時制 421人、通信制 97人 7月新規認定申請者数 全日制 1,646人、定時制 23人、通信制 6人 7月継続審査届出者数 全日制 33,907人、定時制 1,287人、通信制 254人 高等学校に在籍する生徒に対して、高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担の軽減を図ることができた。 |
| 令和3年 | 令和5年度当初予算にて追加 <hr/> 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___% |
| 令和4年 | 令和6年度当初予算にて追加 <hr/> 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___% |

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|---|---|
| <p>・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p> | |
| <p>(評価) 3</p> | <p>公立高等学校等の生徒が授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図る本事業は、教育の機会均等を確保するため必要性が高い。</p> |
| <p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） <small>3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</small></p> | |
| <p>(評価) 2</p> | <p>H26年度から始まった国庫事業であり、要件を満たしたすべての申請者に対して支給した。</p> |
| <p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p> | |
| <p>(評価) 2</p> | <p>4月新規申請時は、合格発表時に説明を行うなど多くの保護者により確実に情報が伝わるようにするなど効率化を図った。 また、個人番号による税情報照会を実施することにより、申請者の手続きの負担軽減を図った。</p> |

(今後の課題)

| |
|--|
| <p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 制度を正しく理解できず申請が遅れたケースがあったため、より分かりやすく制度を周知する必要がある。</p> |
|--|

(次年度の方向性)

| |
|--|
| <p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 卒業まで継続的な支援が必要であり、事業の継続が必要である。</p> |
|--|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p> | |
| <p>組み合わせる理由や期待する効果 など</p> | |